

新旧対照表

新

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（駐車許可）

第6条 法第45条第1項の規定による署長の許可は、車両に係る駐車が次に掲げる要件の全てを備えているときにするものとする。

- (1) 略
  - (2) 駐車をしようとする場所が、次のいずれにも該当するものであること。
    - ア 法第44条第1項並びに第45条第1項各号及び第2項に規定する場所でないこと。
    - イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
  - (3)・(4) 略
- 2～7 略

別記

様式第4号（第4条関係）

略

（裏面）

注意事項

1 この標章は、高知県公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用することができません。

次のような駐車はできません。

- ① 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第1項及び第75条の8第1項）
- ②～⑤ 略

2～6 略

この標章の交付を受けた者  
住所  
氏名

備考 略

旧

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（駐車許可）

第6条 法第45条第1項の規定による署長の許可は、車両に係る駐車が次に掲げる要件の全てを備えているときにするものとする。

- (1) 略
  - (2) 駐車をしようとする場所が、次のいずれにも該当するものであること。
    - ア 法第44条並びに第45条第1項各号及び第2項に規定する場所でないこと。
    - イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
  - (3)・(4) 略
- 2～7 略

別記

様式第4号（第4条関係）

略

（裏面）

注意事項

1 この標章は、高知県公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用することができません。

次のような駐車はできません。

- ① 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条及び第75条の8第1項）
- ②～⑤ 略

2～6 略

この標章の交付を受けた者  
住所  
氏名

備考 略